

2021年重点事項

2021年1月28日
一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
理事会決定

医薬品卸を取り巻く状況は、これまで例を見ないほど厳しい。

このことを踏まえ、当連合会は、2021年重点事項を以下のとおり定め、会員・会員構成員企業が一致団結して、真摯に取り組むを進める。

1. コンプライアンスの強化

当連合会では、一昨年11月以降、コンプライアンスの強化に努めてきたが、今後は、その取り組みを更に強化する。(別紙のとおり。)

2. 新型コロナウイルス感染症下における医薬品の安定供給

新型コロナウイルス感染症ワクチンの流通に協力するとともに、新型コロナウイルス感染症下においても医療に支障が生ずることのないよう安定供給を行う。

3. 医薬品流通を巡る環境変化への対応

今後、連合会として鋭意検討を進め、対応する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症下における流通改善の推進
- (2) 薬価改定への対応 (薬価制度の在り方)
- (3) デジタル化・SDGs などへの対応

コンプライアンスの強化について

当連合会では、これまでの取組みに加え、コンプライアンスの更なる強化を図るため、以下の取組みを実施する。

1. コンプライアンス遵守の姿勢の一層の明確化

- 総会において、コンプライアンス宣言を公表するなど、コンプライアンス遵守について決定する。
- 総会・地区会議[※]においてコンプライアンスを議題とし、総会では連合会から、地区会議では各卸組合（協会）から報告を求める。
※ 原則、年1回、7地区（①北海道地区、②東北地区、③関東・甲信越地区、④東海地区、⑤近畿・北陸地区、⑥中国・四国地区、⑦九州地区）で開催
- 会員構成員企業がコンプライアンス遵守に一層努めるよう、コンプライアンスへの取組状況について定期的に報告を求める。

2. コンプライアンスに関するルールの確実な実施及び強化

- 独占禁止法に詳しい弁護士の同席、議事内容の録音・保存などを確実に実施する。
- 上記の医療用医薬品流通の在り方について議論を行う会議に加え、総会・地区会議においても、独占禁止法に詳しい弁護士の同席を実施する。

3. コンプライアンス研修の強化

- 会員及び会員構成員企業に対して、コンプライアンス遵守を目的とした研修を強化する。

4. 公正取引委員会の調査結果公表後の対応

- 公正取引委員会の調査内容が明らかとなり、新たな対応が必要であれば、適宜検討を行い、実施する。